

岩手県告示第156号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年2月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 建築の金野
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字梅田9番地8
    - ウ 代表者の氏名 金野誠
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第249号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年2月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年1月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 岩館電気商会
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字久田11番地1
    - ウ 代表者の氏名 渡辺睦弘
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1587号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年1月9日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年1月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社丸貞工務
    - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字柳御所52番地
    - ウ 代表者の氏名 千葉哲也
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9429号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年1月11日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年1月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 工藤建設
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字小四郎館2番地3
    - ウ 代表者の氏名 工藤正則
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10003号
  - (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年1月9日付けで土工事業、とび・土工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃

止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成30年1月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アットホーム盛岡

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市菓子1165番地4

ウ 代表者の氏名 保木新一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20777号

(3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年1月11日付けで土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成30年2月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高鉄工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町館下196番地2

ウ 代表者の氏名 藤本裕

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第50043号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業及び清掃施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年2月7日付けで鋼構造物工事業及び清掃施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成30年1月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 タカハシ塗装

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町寺後沢23番地22

ウ 代表者の氏名 高橋博文

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第50306号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年1月22日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成30年1月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 一関外線工事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市字機織山2番地

ウ 代表者の氏名 菅原良男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第70177号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年1月10日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成30年1月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社安藤建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割78番地4

ウ 代表者の氏名 安藤博文

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第140097号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年1月26日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。